

保護者や地域と連携・融合した教育活動の推進 ～学校と保護者・地域が連携するための支援に向けて～

提言者：新発田市教頭会 新発田市立二葉小学校 土田 利康

1 提言の要旨

各学校における保護者・地域と連携・融合した教育活動の推進を支援するために、新発田市小学校教頭会では市の人材リストの作成、情報交換の場の設定、専門家や専門機関の招聘に関わる情報提供の3点について、新たな組織を立ち上げて取り組んだ。

地域の特色を生かし地域と共に歩む学校づくりの具現に向けて、教頭が意識を高めて取組を推進することができた。また、各校が教頭会で作成したデータを自校化して活用することで、多忙化解消にも資することができた。

しかし、人材やデータの有効活用、各学校職員への周知、情報の更新、教頭会としての組織の継続、小中連携の視点からの中学校との共同実施等に今後の課題がある。

2 研究協議

(1) 全体協議から

① 招聘した専門家や専門機関へのマイナスの評価があった場合でも、教頭会の中だけでの貴重な情報として互いに共有していく。

② 地域コーディネーターと地域連携担当教員との関わりは、各校のコーディネーター配置の実態を考慮して整備していくことが課題である。

(2) グループ協議から

① 地域に根ざしたどのような特色ある教育活動をしていくかが一番大切である。その上で人材リストがあれば、さらに有効活用できる。

② 他校の実施計画や保護者あて文書のデータを加工して自校化できることは、多忙化解消にもつながり便利である。

③ 職員の地域連携への意識を高め、活動を進めるためには、市町村で作成したり

ストや活動例を具体的に示して、職員に活用を促す道筋をつけることが教頭の仕事である。

④ 学校は来てもらい、ボランティアの人たちも来てよかったと、両方にとってメリットのある仕掛けが人材を集めるときには大切である。

⑤ 市町村の枠を越えて、情報交換するつながりを築き、記録していくことも一つの方法である。

3 指導助言

(1) 少子高齢社会の中、本県教育が目指す「たくましいひとづくり」を推進するには、学校内だけの学習では不十分な教育活動があり、地域と連携した学習活動が不可欠である。

(2) 学校は地域の中にあるのだから、地域のリソースを得るだけではなく、子どもや教員や学校がもつ力を地域において発揮し、社会貢献することで本当の地域連携となる。

(3) 各学校においては、地域連携の必要性を自覚して、共通理解を図る研修会の実施が必要である。地域と連携しなければ解決できない学校の課題を明らかにしたり、地域連携に必要な打合せを月歴等に位置付けたりすることが大切である。

(4) 地域コーディネーターが配置されていない場合は、教育委員会の社会教育課や公民館等に情報提供を依頼する方法もある。これらの機関と、学校の願いと現状を丁寧に伝え、相談してほしい。

(5) 新しい時代に必要な資質能力は、「自立・協働・創造」の3つである。地域に出かけて多くの人と触れ合い、自分の考えを発信したり自分の考えで行動したりできる子どもたちを育ててほしい。

特別な支援を要する児童生徒への支援に向けた教頭の役割

～中学校区で連携して、支援を進めるための郡市教頭会の取組～

提言者：村上市岩船郡小中学校教頭会 村上市立村上第一中学校 長谷川裕高

1 提言の要旨

村上市岩船郡では、今年度より郡市小中学校の教頭会が1つになったことを契機に、「特別な支援を要する児童生徒への支援の在り方」を研修の中核に据え、各中学校区で成果の見られた事例を持ち寄り、相互に学ぶ場を設定した。取組の成果としては、他の中学校区の実践例をもとに、各中学校区単位における今後の対応の在り方について見通しをもつことができたこと、また、外部機関との連携を視野に入れたリソースマップの作成につなげることができた点があげられる。今後こうした実践を継続していくにあたり、特別な支援を要する児童生徒への指導・支援の充実に向けて関係機関との連携を含め、教頭会としての関与の在り方について検討していくことが課題である。

2 研究協議

(1) 全体協議から

- ① 各中学校区単位で「児童生徒指導の大綱」を作成した。その作成段階から教頭会として指示・助言を行っていくことで具体性のある即実践可能な内容にすることができた。
- ② 各中学校区の実践が特別な支援を要する児童生徒を新たに生まない予防策の1つになることがわかった。また、こうした実践の紹介だけにとどまらず、各校の事例検討会の様子を相互に持ち寄ることで対応の在り方についても教頭会として共通理解が図れた。
- ③ 各中学校区で各校の現状に合わせたリソースマップを作成し、郡市全体で共有できた。今後は、子どもたちの実態に即した内容に見直しを図っていくとともに、教職員への具体的な支援の在り方についても教頭会として検討していく。

(2) グループ別協議から

- ① 特別な支援を要する児童生徒への対応は、幼・小・中の連続した長期のスパンでの情報の共有が重要である。教頭会を軸にした組織の立ち上げも視野に入れる必要がある。
- ② 教頭会としてリソースマップの活用状況を確実に報告し合うことで、対応の窓口も広がっていく。また、関係機関へつないだ後の関わりを情報共有することも大切である。
- ③ 教頭会だけがリソースマップをもとにした情報交換や連携を行うのではなく、組織をより有機的に活用するためにも特別支援コーディネーターや生活指導主任同士の連携への働き掛けも重要である。

3 指導助言

(1) 子どもの発達をつなぐ校種間の連携

子どもの発達は、校種に合わせて発達していくのではなく、連続的に発達していくものである。そうした中で、郡市教頭会を軸として子どもの発達を円滑につなぐ校種間の連携を図ったことに本研究の意義がある。

(2) リソースマップの有効活用

子どもの発達に関わる問題の発生や要因は教師だけでは十分な理解はできない。だからこそ専門機関との連携が必要になる。保護者や家庭へのよりよい支援のためにも、用途に応じたリソースマップへと見直しを図ることが大切である。

(3) 今後へ向けた取組

- ① 特別な支援を要する児童生徒の早期発見
- ② 学習障害や問題行動等を生まない予防的対応の実施
- ③ 教職員研修と的確な対応
- ④ 村上岩船リソースマップの完成と活用
- ⑤ 保護者との協働

危機管理意識を高める研修の在り方

～ 教頭会という組織で考える ～

提言者：五泉市教頭会 五泉市立愛宕中学校 佐藤昌樹

1 提言の趣旨

教頭会として、教職員に危機管理に関するアンケートを実施した結果、教職員への危機管理意識の啓発の必要性が明らかになった。教頭会で、危機管理に関しての各学校での取組を紹介し合い、協議することを通して情報共有を行った。

教頭会での情報共有後、各校の実例を参考にして自校で様々な取組を実施し成果をあげた。

2 研究協議

(1) 全体協議から

① 校内の安全点検日を月に1回設定しているが、チェック項目には無い危険箇所や破損箇所があるので、項目を見直したり、管理職の校内巡視を強化したりする必要がある。

② 学校と消防署、病院、市役所子ども課などとの連携により、家族の問題とか地域の問題として多くの人に受け止められ、解決に向かう事例があった。

③ 危機管理についての本気の取組の一例として、職員の出入り口の全ての箇所に交通事故防止の合言葉を掲示した。季節ごとに定期更新して、職員に意識の浸透を図った事例があった。

(2) グループ協議から

職員の危機管理意識の高揚に向けて、主任層にどのように働きかけるか。また、児童生徒の危機管理意識を高めるにはどのような取組があるか。

① 先生方一人一人への働きかけが大切である。主任層には、防災教育プログラムを活用させて計画を立てて実施させる。管理職も計画立案から関与している。

② ファシリテーション形式で非違行為根絶研修、研修結果の掲示、チェックリストに今後の自分の取組を文章化するなどを実施している。

③ 運営委員会で、学年主任に指示する。任せて主体性をもたせる。後で、今あのことはどうなっていますかと確かめる。

④ 生徒指導主任が生徒指導日報を毎朝配布する。問題行動の内容と、どのような指導をしているか情報共有する。週報を出す学校もある。職員終会で、子どもの様子を情報交換している。

⑤ 職員のAED研修、子どものAED操作訓練、人と場所を変えた安全点検、複数で安全点検、報告連絡相談の伝達経路の明確化などを実施。

⑥ 本気で取り組む避難訓練、抜き打ち避難訓練、不審者対応避難訓練で役割演技、避難訓練事前指導の徹底、備蓄物資で防災給食などを実施。

3 指導助言

五泉市教頭会の取組は、有効な事例の情報共有、自校化の取組、危機意識の継続という点で成果をあげている。危機意識を継続することが重要である。

危機管理とは何か、自分の言葉で言えなければならぬ。危機管理の意義と重要性は、文部科学省のホームページに掲載されている。

(1) 危機管理とは

- ① 事前の危機管理（未然防止、危険の発見除去）
- ② 事後の危機管理（被害を最小限にするため適切かつ迅速に対処、再発防止）

(2) 学校における危機管理の進め方

- ① 未然防止（日常の安全点検・通学路点検）
- ② 備え（訓練・連携・マニュアルの見直し）
- ③ 即時対応（状況把握・関係機関・拡大防止）
- ④ 事後の対応と回復（経過説明・心のケア）

(3) 登下校時における安全確保

- ① 通学路の安全点検と要注意箇所周知(マップ)
- ② 登下校時の安全管理の徹底（極力1人にしない、地域と連携することによって通学路に不審者を近づけないようにする）
- ③ 危険予測・回避能力の定着のための安全教育の推進（学習・体験・訓練していないとできない、マニュアルに即した訓練の実施）
- ④ 不審者に関する情報の共有
- ⑤ 警察との連携（普段から関係作り）